



平成 29 年 6 月 29 日

各 位

会 社 名 株式会社トリドールホールディングス
(コード番号 3397 東証第一部)
代 表 者 名 代表取締役社長 栗田 貴也
問 合 せ 先 取締役経営企画室長 小林 寛之
T E L : 0 7 8 - 2 0 0 - 3 4 3 0

譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、新株式の発行（以下「本新株発行」といいます。）を行うことについて、下記のとおり決議しましたので、お知らせします。

記

1. 発行の概要

(1) 払 込 期 日	平成 29 年 7 月 14 日
(2) 発 行 す る 株 式 の 種 類 及 び 数	当社普通株式 5,145 株
(3) 発 行 価 額	1 株につき 2,820 円
(4) 発 行 総 額	14,508,900 円
(5) 募集又は割当方法	特定譲渡制限付株式を割り当てる方法
(6) 出資の履行方法	金銭報酬債権の現物出資による
(7) 株式の割当ての対 象者及びその人数 並びに割り当てる 株 式 の 数	当社の取締役（監査等委員である取締役を除きます。） 4 名 3,549 株 当社の執行役員 3 名 1,596 株
(8) そ の 他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

2. 発行の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 31 日開催の取締役会において、当社の取締役（監査等委員である取締役を除き、以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（対象取締役と併せて、以下「対象取締役等」といいます。）に対し、当社グループの企業価値の持続的な向上を図る長期インセンティブを与えとともに、対象取締役等と当社の株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）を導入することを決議し、また、本日開催の第 27 期定時株主総会において、本制度に基づき、対象取締役に対して、年額 36,000,000 円以内



で、かつ、他の報酬と合わせて年額 500,000,000 円の報酬枠の範囲で金銭報酬債権を支給すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間を 2 年間から 4 年間までの間で当社の取締役会が定める期間とすることにつき、ご承認いただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

【本制度の概要等】

対象取締役等は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき各対象取締役等に対して支給する金銭報酬債権の具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定します。また、本制度により対象取締役に対して当社が発行し又は処分する普通株式の総数は、年 14,730 株（ただし、当社普通株式の株式分割、無償割当又は株式併合が行われた場合その他調整が必要な事由が生じた場合には、合理的な範囲で調整します。）以内とし、その 1 株当たりの払込金額は、当社普通株式の発行又は処分に係る取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役等に特に有利な金額とならない範囲において当社の取締役会で決定するものとし、

本制度に基づく当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役等との間で譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結し、対象取締役等は、一定期間、本割当契約により割当てを受けた当社普通株式について、譲渡、担保権の設定その他一切の処分をしてはならないこと（以下「本譲渡制限」といいます。）とします。

今回、当社は、対象取締役等 7 名に対し、本制度の目的、当社の業績、各対象取締役等の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、金銭報酬債権合計 14,508,900 円（以下「本金銭報酬債権」といいます。）、当社普通株式合計 5,145 株（以下「本割当株式」といいます。）を付与します（このうち、対象取締役 4 名に対して付与する金銭報酬債権の合計は 10,008,180 円であり、対象取締役 4 名に対して付与する当社普通株式の合計は 3,549 株です。）。なお、本制度の導入目的を実現するため、譲渡制限期間は約 3 年間としております。

3. 本割当契約の概要

(1) 譲渡制限期間

平成 29 年 7 月 14 日～平成 32 年 8 月 14 日（以下「本譲渡制限期間」といいます。）

(2) 本譲渡制限の解除条件

対象取締役等が、本譲渡制限期間中、継続して当社の取締役又は執行役員の地位にあったことを条件として、本譲渡制限期間の最終日の翌営業日をもって、その保有する本割当株式について本譲渡制限を解除します。ただし、対象取締役等が、本譲渡制限期間が満了する前に死亡又は任期満了その他の当社の取締役会が正当と認めた理由により当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した場合には、当社は、在任月数を取締役会が予め決定する月数（以下「基準継続勤務月数」という。）で除した数に交付株式数を乗じた数を、本譲渡制限期間の最終日の翌営業日（死亡時は、死亡日の翌月 1 日）において譲渡制限を解除するものとし、本譲渡制限が解除される対象とならない本割当株式は、当社が当然に無償取得するものとし、

(3) 当社による無償取得



当社は、本譲渡制限期間の最終日の翌営業日（死亡時は、死亡日の翌月1日）において本譲渡制限の解除の対象とならない本割当株式の全部について、直ちに、当然に無償で取得します。その他の本割当契約に規定した無償取得事由が生じた場合には、当該事由が生じた対象取締役等が保有する本割当株式の全部を、当社は速やかに無償で取得します。

（４）株式の管理

対象取締役等は、当社が予め指定する金融商品取引業者に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、本譲渡制限期間中、本割当株式を当該口座に保管・維持するものとします。

（５）組織再編等における取扱い

本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、譲渡制限付株式が交付された日を含む月から組織再編等の効力発生日を含む月までの月数を基準継続勤務月数で除した数に、交付株式数を乗じた数の譲渡制限付株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る本譲渡制限を解除し、残部については無償で取得します。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

払込金額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、平成29年6月28日（当社の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である2,820円（円未満切り上げ）としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的と考えており、特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上